

平成30年度 地域包括支援センターの事業計画の概要

I 各地域包括支援センターから提出された事業計画について

地域包括支援センター設置運営法人は、平成30年度包括的支援事業を受託するに当たって、市が示した「長野市地域包括支援センター設置運営方針」に基づき、これまでの取組状況と反省点を踏まえた上で、地域の特性等も考慮した具体的な事業計画を作成しました。

全てのセンターで運営方針に基づいた事業を実施するものですが、本資料は、運営方針や計画作成の留意点に記述されていないような各センターで工夫された取組、業務の具体的な取組内容等についての要旨をまとめたものです。

II 具体的な事業計画について

1 第一号介護予防支援事業

- ・委託介護支援事業所が適正な業務が行えるよう、プランチェック・プラン指導を実施
- ・介護予防マネジメントでは、十分な説明とアセスメントの実施により、本人が望む暮らしがイメージでき、卒業できるような働き掛けを行う。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援事業

ア 総合相談支援

- ・民生委員との同行訪問によるセルフネグレクト等支援困難者の相談支援
- ・お茶のみサロン等に出向き、相談を迷っている者に対する個別相談を実施

イ 高齢者実態把握

- ・総合病院MSW等から依頼を受けた相談について、退院後自宅訪問により実態把握を行い、生活状況を把握し必要な支援を行なう。

(2) 権利擁護

ア 高齢者虐待に関する啓発活動

・お茶のみサロンや介護者の集い等に職員が参加し、パンフレットやDVDを活用して啓発活動に努めます。

イ 高齢者虐待への対応（通報・連携・支援体制の構築）

・高齢者虐待が発見された時の初動体制は非常に重要。実態把握に努め地域の民生委員や関係者との連携により、早期に状況を把握できる体制を整える。虐待の背景にある複雑な要因が重なって起きる困難事例に対して3職種が協働して問題解決に当たる。

・衣食住の緊急確保などの相談、また複合的な支援を必要とするケースにおいては、市やまいさば長野、地域関係者等と連携・協働しながら支援に努める。

・些細な疑惑でも早期に相談できる開かれた窓口であるように努める。

・虐待ケースの進捗状況について、毎月の会議で定期的に経過や対応方法について検証し、方向性を決定する。

ウ 成年後見制度の利用支援

・介護予防教室・お茶のみサロン等を活用し、啓発活動を実施

・成年後見センターとの連携を強化し、権利侵害の予防や対応、人権・権利を護り、措置制度から契約制度に移行したことにより生じた自己決定に基づく契約が十分できない人の権利を護る。

エ 消費者被害の防止

・国民生活センターから配信される「新鮮見守り情報」を活用し、民生委員・サービス事業所・ケアマネ・家族等と連携して、高齢者への周知・啓発を行い、消費者被害の未然防止に努める。

・地域で被害等確認した際は、市へ連絡した上で、民生委員に報告し、被害の予防活動を行う。

・警察や消費者センターなどと連携して被害に遭った高齢者の支援を行う。

・地域の集まりや介護予防教室等で、消費者被害を防止するための啓発活動を行う。

・広報誌にて事例紹介・各地区のお茶のみサロン等で講話など繰り返し実施。「地区で被害を防ぐ」ことを目標として掲げ、地区住民と連携して行う。

オ 職員の日常的なスキルアップ

・月1回、併設病院の社会福祉士等との学習会へ積極的に参加し、職員のスキルアップに努める。

・権利擁護に関する専門職研修会・勉強会に積極的に参加し、適切な権利擁護支援実践が行えるよう努める。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

ア ケアマネジャーへの支援

- ・勉強会を実施するとともに毎月第二水曜日に気づきの事例検討会を開催し、問題解決のスキルアップを行う。事例検討会の後、ランチミーティングの機会を設け情報交換を行う。
- ・ケアプランチェックを通し、ケアマネジャーと共に自立支援に向けたケアマネジメントを一緒に考えて行く。
- ・1事業所1事例を持ち寄り、より良いケアマネジメント業務が行えるよう事例検討会を実施
- ・ケアマネジャーからの解決困難な問題の相談に対して、同行訪問等により、3職種がその専門性を活かし、協力しながら支援を行う。
- ・支援困難事例へのスーパー・バイスの実施と個別ケア会議の開催
- ・有償・無償の在宅福祉サービス情報をケアマネジャーや民生委員に提供し、社会資源を有効に利用できるよう支援する。

イ 包括的・継続的ケア体制の構築

- ・地域ケア会議を開催し、地域課題の抽出や整理、支援者や資源の発掘や創出、多職種の連携等により、ケアマネジャーの支援の拡大と支援方法の幅を広げるよう取り組みます。

(4) 地域ケア会議の充実

ア 個別ケア会議

- ・個別の課題を集約し、地域の課題を把握して、地域ネットワーク会議に展開できるよう努める。
- ・ケアマネジャーによる自立支援に資するケアマネジメント支援、支援ネットワークの構築、個別ケースの積み上げによる地域課題の把握が行なえるように努める。

イ 地域ネットワーク会議

ウ 長野市ケア会議

エ 地域の社会資源の掘起こしと活用

- ・生活支援コーディネーターと協力し、インフォーマルを含めた地域の社会資源を把握し、Mapを作成して活用する。
- ・オレンジカフェの協力や推進会議への参加などを通じ、生活支援コーディネーターと連携協働し、地域から課題やニーズの把握と、支援者や資源の発掘・創出などにつなぐよう努めます。
- ・生活支援コーディネーターと連携し、住民主体サービスや介護予防の自主グループづくりなど、地域の高齢者の支え合い体制づくりを進めます。

オ 地域での見守り支援

・独居や高齢者夫婦世帯、認知症の方を地域全体で見守り支え合う関係と仕組み作りの実現に向けて、「認知症高齢者を支える地域づくり」「災害時における地域への役割」をテーマに地域ネットワーク会議を開催する。

(5) 認知症総合支援事業

・早期対応の必要性や相談窓口としてのセンターの周知を図り、早めの相談や対応ができるように働きかけを行なう。「認知症サポーター講座」を小中学校で開催できるように学校関係者や認知症キャラバンメイトと協力する。

(6) 生活支援体制整備事業

・高齢者が自分の足で通うことができる地区単位の通いの場作りを支援する。
・住民自治協議会が主催する「新たな集いの場」の立ち上げ、運営に協力する。
・はつらつ運動講座を地域へ広めるため地区の役員さん達への説明会を開催し、介護予防の趣旨を理解してもらい、新しい地区へ自主グループを立ち上げ、地域の人々の集いの場が続いていくように支援する。
・高齢者が活躍できるような仕組みづくりや住民自身が運営する体操や運動の自主活動グループを地域に展開し、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくように、生活支援コーディネーターと連携して体制整備を図り介護予防を推進する。
・地区に設置された「地区介護予防・生活支援検討会」への出席、各地区版「支えあい活動計画」作成に向けて協力する。

(7) 在宅医療・介護連携推進

・退院後も不安なく在宅復帰できるよう、「医療と介護との連携連絡票」や「入退院時情報提供書」等を適切に用いて、円滑な連携強化に努めます。

3 その他

(1) 介護予防教室・介護者教室の開催

- ・心身機能の改善や日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加につなげるため、健康寿命大学（6回シリーズ）を開催する。
- ・転倒予防教室を年8回開催
- ・山間地の住民も参加できるように地区に出向いて介護予防教室を開催して関心を高める。
- ・地区全体が介護予防への関心が向くよう魅力的な介護予防講座を開催し、高齢者だけでなく若い世代から「健康づくり」の意識を高める。
- ・住民自治協議会福祉健康部会と協力し、介護予防や介護知識の習得を目指す教室を開催
- ・転倒予防、認知症予防のためのトレーニングを中心に実施。介護者の腰痛やケガを予防し、在宅介護の負担を軽減できるよう技術やサービス等に関する情報提供のための教室を開催

(2) 地域での介護予防活動支援

- ・併設病院内に介護予防や認知症など気軽に相談できるカフェ等を立ち上げる準備を行う。
- ・看護師や社会福祉士を目指す学生の長期・短期の受け入れ、指導を行う。

(3) 地域包括支援センター全体のスキルアップ

(4) 地域包括支援センターの周知活動

- ・広報誌を作成・発行し、地区に配布するなど包括支援センターの周知活動を行う。
- ・民生委員の会議、お茶のみサロン、地域での体操教室、老人クラブの活動等に参加し。高齢者福祉の総合相談窓口として地域包括支援センターの役割を周知する。
- ・センター独自のチラシ・マグネットを地域で集いの場や、茶のみサロン等の高齢者が集まる場などで配布し、地域に向けて一層の周知を行う。
- ・独自の広報誌を発行し、センターのPRや介護予防教室等の情報を発信します。

(5) 個人情報の保護

- ・個人情報、パソコンは鍵のかかるキャビネットに保管する。
- ・併設病院で行なわれる、個人情報保護に関する勉強会、講演会に積極的に参加する。
- ・法人の個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき個人情報の管理を徹底する。